

# 企業・団体献金の規制強化のための新たな枠組み

寄附者	受領者	個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体	政治団体							
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限		政党・政治資金団体	その他の団体						
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	(なし)	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	資本金・組合員数等に応じて、年間 750万～1億円	制限なし ↓ 年間上限割合(2割) を設ける	制限なし	制限なし ↓ 年間 1億円	年間 5,000万円 ↓ 年間 2,000万円			
										企業・団体献金を受領可能な政党支部を都道府県連に限る ※ 将来的には、政党法のガバナンスに服する政党のみが、企業・団体献金を受け取れるようにする		
その他の政治団体	年間 1,000万円	公職の候補者に対するものは金銭等により禁止	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	年間 150万円	禁止	制限なし	年間 150万円	年間 150万円			
										資金管理団体	年間 150万円	年間 150万円
										資金管理団体以外の政治団体	年間 150万円	年間 150万円
公職の候補者			総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	年間 150万円	禁止	金銭等により禁止	年間 150万円	年間 150万円			

政治団体

政党・政治資金団体

その他の団体

総枠制限

同一の相手方に対する個別制限

総枠制限

同一の相手方に対する個別制限

制限なし  
↓  
年間上限割合(2割)  
を設ける

資本金・組合員数等に応じて、年間  
750万～1億円

企業・団体献金を受領可能な政党支部を都道府県連に限る  
※ 将来的には、政党法のガバナンスに服する政党のみが、企業・団体献金を受け取れるようにする

禁止

金銭等により禁止

※政党から公職の候補者に対するものは R9.1.1～

金銭等により禁止

その他は制限なし



## 政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 会社等の寄附の規制強化

#### 一 個別制限の創設 (第22条第4項関係)

会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、政治活動に関する寄附の総額の限度額の5分の1に相当する額を超えることができない。

#### 二 会社等の寄附を受けられることができる政党支部の制限

(第21条関係)

- 1 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）のする政治活動に関する寄附を受けられることができる政党の支部については、3による届出がされている指定政党支部に限るものとする。
- 2 政党は、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けられることができる支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができる。
- 3 政党は、2による指定をしたときは、直ちに、文書で、その旨並びに指定政党支部の名称及び主たる事務所の所在地を総務大臣に届け出なければならない。その指定を取り消したとき等又はその届け出た事項に異動があったときも、同様とする。
- 4 3による届出があったときは、総務大臣は、当該届出に係る事項を、遅滞なく、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 第二 政党及び政治資金団体以外の政治団体の寄附の規制強化

#### 一 総枠制限の創設 (第21条の3第5項関係)

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、1億円を超えることができない。

#### 二 個別制限の創設及び強化 (第22条第1項関係)

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、2000万円

を超えることができない。

※ 現行法の個別制限：政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対して  
5000万円

### 第三 その他

#### 一 施行期日 (附則第1条関係)

この法律は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次に掲げるものは、次に定める日から施行する。

- 1 二及び三 公布の日
- 2 第一の二2から4まで 令和8年10月1日

#### 二 個人の寄附に係る税制上の措置に関する検討 (附則第2条関係)

個人のする政治活動に関する寄附を促進するため、個人が政治活動に関する寄附をした場合の租税特別措置法に定める所得税額の特別控除に係る次に掲げる事項については、速やかに、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

- 1 その控除率を100分の40以下の範囲内において引き上げる  
こと。 ※ 現行法の控除率：100分の30
- 2 その適用の対象に、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは市長に係る資金管理団体に対してする政治活動に関する寄附を追加すること。 ※ 現行法の適用の対象：政党及び政治資金団体

#### 三 政党法制に関する検討等 (附則第3条関係)

- 1 政党の政治活動の公明と公正の確保が図られるよう、政党の組織、管理運営等に関する法制度の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。
- 2 1の措置が講じられるに当たっては、当該措置に基づく法制度の適用を受けない政党が会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることを禁止する措置が、併せて講じられるものとする。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において」を「以下」に改め、同条第四項中「二以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部」を「第六項の規定による届出がされている同項に規定する指定政党支部」に改め、同条に次の七項を加える。

5 政党は、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることができる支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができる。

6 政党は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、文書で、その旨並びにその指定をした政党の支部（次項及び第十項において「指定政党支部」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を総務大臣に届け出なければならない。

- 7 前項の規定による届出をした政党は、第五項の規定による指定を取り消したとき若しくは指定政党支部が解散したとき又は前項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、直ちに、文書で、その旨（同項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動に係る事項）を総務大臣に届け出なければならぬ。
  - 8 前二項の規定による届出があつたときは、総務大臣は、当該届出に係る事項を、遅滞なく、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
  - 9 政党の支部が第十七条第二項の規定に該当することとなつたときは、第五項及び第七項の規定の適用については、当該支部は、同条第二項に規定する提出期限を経過した日に解散したものとみなす。
  - 10 都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、指定政党支部に関し必要な事項を通知しなければならない。
  - 11 第六項及び第七項の規定による届出の様式は、総務省令で定める。
- 第二十一条の三中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、一億円を超え

ることができない。

第二十二條第一項中「政党及び政治資金団体以外の同一」を「同一」に、「五千万円」を「二千万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、前条第一項及び第二項の規定による政治活動に関する寄附の限度額の五分の一に相当する額を超えることができない。

第二十二條の二及び第二十六條第一号中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第四項」に改める。

第三十三條の二第一項第一号中「第二十條の二」の下に「、第二十一條第十項」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第二十一条第一項の改正規定、同条に七項を加える改正規定及び第三十三条の二第一項第一号の改正

規定並びに附則第五条の規定 令和八年十月一日

(個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の措置に関する検討)

第二条 個人のする政治活動に関する寄附を促進するため、個人が政治活動に関する寄附をした場合の租税

特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める所得税額の特別控除に係る次に掲げる事項について

は、速やかに、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

一 その控除率を百分の四十以下の範囲内において引き上げること。

二 その適用の対象に、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の

議会の議員若しくは市長に係る資金管理団体に対してする政治活動に関する寄附を追加すること。

(政党法制に関する検討等)

第三条 政党の政治活動の公明と公正の確保が図られるよう、政党の組織、管理運営等に関する法制度の在

り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

2 前項の措置が講じられるに当たっては、当該措置に基づく法制度の適用を受けない政党が会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることを禁止する措置が、併せて講じられるものとする。

（政令への委任）

第四条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項第一号イ中「第二十条の二」の下に「  
第二十一条第十項」を加える。



## 理由

最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、会社、労働組合その他の団体及び政治団体のする政治活動に関する寄附の制限を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



◎政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。以下同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。以下同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、第六項の規定による届出がされている同項に規定する指定政党支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。</p>	<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、<u>一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。</u></p>
<p>5  政党は、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）から政治活動に関する寄附を受けることができる支部とし</p>	<p>（新設）</p>

て、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができる。

6| 政党は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、文書で、その旨並びにその指定をした政党の支部（次項及び第十項において「指定政党支部」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を総務大臣に届け出なければならない。

7| 前項の規定による届出をした政党は、第五項の規定による指定を取り消したとき若しくは指定政党支部が解散したとき又は前項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、直ちに、文書で、その旨（同項の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動に係る事項）を総務大臣に届け出なければならない。

8| 前二項の規定による届出があつたときは、総務大臣は、当該届出に係る事項を、遅滞なく、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

9| 政党の支部が第十七条第二項の規定に該当することとなつたときは、第五項及び第七項の規定の適用については、当該支部は、同条第二項に規定する提出期限を経過した日に解散したものとみなす。

10| 都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、指定政党支部に関し必要な事項を通知しなければならない。

11| 第六項及び第七項の規定による届出の様式は、総務省令で定め

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る。

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 (略)

2と4 (略)

5| 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、一億円を超えることができない。

6| (略)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、二千万円を超えることができない。

2・3 (略)

4| 会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く。)のする政治活動に関する寄附は、各年中において、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、前条第一項及び第二項の規定による政治活動に関する寄附の限度額の五分の一に相当する額を超えることができない。

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 (同上)

2と4 (同上)

(新設)

5| (同上)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3 (同上)

(新設)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第

第二十一条の三第一項及び第二項、第三項若しくは第五項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項、第三項若しくは第五項又は第二十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して寄附をした者

二・三 （略）

（事務の区分）

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十

第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三 （同上）

（事務の区分）

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九

九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十一条第十項、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十条の二第三項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三（略）

2  
（略）

条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三（同上）

2  
（同上）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考（略）

備考（同上）

法律	事務	法律	事務
<p>（略）</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p>	<p>（略）</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、<u>第二十一条第十項</u>、<u>第二十二条の六第五項</u></p>	<p>（同上）</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p>	<p>（同上）</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、<u>第二十一条第十項</u>、<u>第二十二条の六の二</u></p>

(略)	
(略)	<p>(第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>
(同上)	
(同上)	<p>第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>ロ・ハ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>